

野田市妊婦一般健康診査及び乳児一般健康診査等費用助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第63号

野田市妊婦一般健康診査及び乳児一般健康診査等費用助成規則の一部を改正する規則

野田市妊婦一般健康診査及び乳児一般健康診査等費用助成規則（令和3年野田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1A（病院又は診療所において受診するものに限る。）の項中「19,000円」を「20,500円」に、「15,100円」を「16,600円」に改め、同表C-2の項中「9,000円」を「9,500円」に、「4,500円」を「5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の野田市妊婦一般健康診査及び乳児一般健康診査等費用助成規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に支給対象者が受診した対象検査に係る助成金の支給について適用し、同日前に受診した対象検査に係る助成金の支給については、なお従前の例による。